

10万円を
支援(※1)

入善町介護研修 受講促進支援金



介護職員に初任者研修を受講修了させた介護事業所へ支援します。

制度の概要

町内の介護施設の職員の資質向上及び定着を図るため、直接雇用している介護職員に介護職員初任者研修を修了させた事業者に対し、一律10万円(※1)を支援します。

【対象になる研修】

介護保険法施行令に規定する介護職員養成研修であって、知事が指定する事業者が開催する介護職員初任者研修(平成30年4月1日以降に開催された研修)

【交付対象となる方】

次の①～③すべてに該当する事業者

- ①介護保険法第8条に規定する居宅サービスまたは、地域密着型サービス、施設サービスのいずれかのサービスを行う町内の介護サービス事業所を運営する事業者
- ②対象研修を受講したことがない介護職員(※)に対象研修を勤務時間内に受講させた事業者
※介護従事者として介護サービス事業所の運営する事業者^に直接雇用される方で、社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない職員
- ③町税の滞納のない事業者

【支援金の額等】

対象研修を修了した介護職員一人あたり、一律、10万円(※1)

ただし、国、県その他の機関から同様の支援(人件費の支援等)を受けているときは、10万円から当該支援を受けた額を控除した額とする。

(※1) 交付の決定の日から起算して1年以内に、申請時の介護サービス事業所を退職又は転勤により町内の介護サービス事業所で勤務しなくなるときは、支援金の返還の必要があります。

【申請期限】

対象研修を修了した日の翌日から6ヶ月以内

【手続き】

入善町介護研修受講促進支援金兼請求書に下記の書類を添付の上、ご提出ください。

- ① 対象職員の介護職員初任者研修修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- ② 対象職員の就労証明書
- ③ 対象職員の労働条件通知書及び雇用契約書の写し
- ④ 受講日が勤務した日と確認できる書類
- ⑤ 町納税証明書または非課税証明書



詳しくは右記へお問い合わせください

入善町 保険福祉課 高齢福祉係
TEL 0765-72-1845